

奈良県告示第百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三〇九号
- 三 道路の区域

区間	区域変更の前後別		敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
	前	後			
吉野郡下市町大字丹生五〇九番一先から吉野郡下市町大字長谷二九五番一先まで	A	A	四・〇 〃 四一・〇	一八六八・〇	
		B	八・〇 〃 五三・八	一一〇〇・〇	
吉野郡下市町大字丹生五〇九番一先から吉野郡下市町大字長谷二九二番二先まで		A	四・〇 〃 四一・〇	一八二七・〇	長谷大橋 LⅡ四九・五 m 丹生トンネル LⅡ五七〇・〇 m
		B	八・〇 〃 五三・八	一一〇〇・〇	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成二十八年八月六日